

株式質権設定契約書

【あなたの会社】（以下、「担保権者」）、及び【B】（以下、「担保権設定者」）は、平成●年●月●日（以下、「本契約締結日」という。）、以下のとおり株式質権設定契約（以下、「本契約」）を締結した。

第1条（質権設定）

担保権設定者は、平成●年●月●日付で担保権者及び株式会社A社（以下、「対象会社」）の間で締結された金銭消費貸借契約に基づき、担保権者が対象会社に対して有する一切の債権（以下、「本件被担保債権」）を担保するため、その保有する対象会社の発行済普通株式●株（以下、「本件株式」）に質権を設定する（以下、「本件質権設定」）。

【コメント：売掛金を担保する場合には、上記の「金銭消費貸借契約」のところを売買契約等に修正することになります。】

【コメント：A社が株券を発行している会社である場合には、Bから株券の交付を受けることを記載します。】

第2条（質権実行に伴う譲渡の承認、及び株主名簿への記載）

1. 本契約締結に先立ち、担保権設定者は、本件株式質権が実行されることを停止条件とした株式の譲渡について、対象会社の取締役会の承認決議を得るものとし、本契約締結と同時にこの承認を証する取締役会議事録の写しを担保権者に交付する。【コメント：株式の譲渡に関して、A社において、取締役会決議ではなく株主総会決議が必要とされている場合には、同様に株主総会議事録の交付を受けることになります。】
2. 担保権設定者は、本契約締結と同時に対象会社に対して本件質権設定について株主名簿への記載を請求するものとし、これを反映した株主名簿の写しを担保権者に交付する。

第3条（質権の実行）

対象会社が本件被担保債権について期限の利益を喪失したときは、担保権者は催告その他法定の手続によらないで、担保権者において一般に妥当な評価額をもって本件株式を確定的に取得し、その処分代金又は評価額を、本件被担保債権残額に任意に充当できる。

第4条（担保権設定者による表明及び保証）

担保権設定者は、担保権者に対し、本契約締結日現在、対象会社が発行する株式は、本件株式がすべてであり、担保権設定者は本件株式について担保等何らの負担のない完全な権利を有していることを表明及び保証する。

第5条（誓約事項）

担保権設定者は、本契約締結日以降、本件被担保債権が消滅するまで、本件株式を譲渡又は担保に提供してはならない。【コメント：第4条・第5条は、あなたの会社以外の第三者に、Bが株式を担保提供していないこと（しないこと）を約束させるものです。これらの違反があった場合には、融資した貸付金について期限の利益を喪失する（直ちに回収・質権の実行ができる）ということを、あなたとA社との間の金銭消費貸借契約において定めておくことが通常です。】

第6条（合意管轄）

本契約に関して発生する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第7条（協議事項）

本契約に定めのない事項または本契約の解釈に関し当事者間に疑義が発生した場合には、担保権者及び担保権設定者は、協議を行い、その対応を決定する。

本契約成立を証するため、本契約書原本を1通作成し、担保権者、担保権設定者は署名押印の上、担保権者が原本を、担保権設定者が写しを保有する。

平成●年●月●日

（担保権者）

住所 _____

商号 _____

印

（担保権設定者）

住所 _____

氏名 _____

印